

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月27日
【届出者の名称】	株式会社マキヤ
【届出者の所在地】	静岡県富士市大淵2373番地
【最寄りの連絡場所】	静岡県富士市大淵2373番地
【電話番号】	0545-36-1000
【事務連絡者氏名】	専務取締役執行役員管理本部長兼経理財務部長 竹島 剛
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社マキヤ (静岡県富士市大淵2373番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注2) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第1【公開買付要項】

1【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

2【買付け等の目的】

当社は経営理念である『お客様の「毎日の生活」を、より豊かに、楽しく、健康で、快適にする、「より良い商品」を、「安心の価格（価値価格の安さ）」と「温かいサービス」でご提供し、社会に貢献する、「働き易い、高収益企業」になる！』の実現を目指し、お客様に喜ばれる「品揃え」「品質」「価格」「売り方」「サービス」「マネジメント」のさらなる磨き上げに取り組んでまいりました。また、売上高1,000億円企業へのSTEPを掲げた2025年3月期～2027年3月期中期経営取組施策である「収益性の拡大（売上高の拡大、経常利益率の改善）」、「資本効率の向上（ROE（自己資本利益率）の改善）」、「株主還元の実現（配当性向・DOE（自己資本配当率）の改善）」の達成に向け、各課題と対策に取り組んでおります。利益配分につきましては、新規出店投資、災害リスク対策、地域社会等への貢献及び環境対策投資等の将来の事業展望に備え、内部留保による企業体質の強化と、企業価値・株主価値の向上を図ることを、経営の最重要課題として位置づけており、株主の皆様には安定した配当を維持することが望ましいと考えております。また、営業利益率の改善など効率的な企業経営を通じ資本収益性を高めることにより、PBRの改善に取り組みながら利益配分を行っていくことを目指しており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。2026年3月期の配当につきましては、上記方針に基づき、中間配当は1株当たり15円で実施しており、期末配当は1株当たり15円の実施を決議しております。

また、当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第459条第1項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、市場取引等による自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的としております。

かかる状況の下、2024年5月下旬、当社株主である株式会社マキリ（以下「マキリ」といいます。本書提出日現在の所有株式数4,343,800株、所有割合（注1）：43.42%）より、現金化を目的として、その所有する当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の全部である4,343,800株（所有割合：43.42%）（以下「売却意向株式」といいます。）を売却する意向がある旨の打診を受けました。なお、マキリは、2022年6月に当社取締役を退任した矢部利久氏が代表取締役を務める当社創業者一族の資産管理会社であり、当社の主要株主である筆頭株主です。

（注1） 「所有割合」とは、当社が2026年5月12日に公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載の2026年3月31日現在の普通株式に係る発行済株式総数（10,540,200株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（535,193株）を控除した株式数（10,005,007株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、同じです。

これを受け、当社は、相当数の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響及び当社の財務状況等を考慮しつつ、2024年6月上旬より、売却意向株式を自己株式として取得すること、売却意向株式の引き受け先の探索などの検討を開始いたしました。

かかる状況の中、当社が売却意向株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながる結論に至りました。自己株式の具体的な取得方法に関しては、相当数の自己株式を取得することを前提に、株主間の平等性、取引の透明性、当社にとっての経済合理性及び本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益保護も踏まえ、当社の資本政策面の観点から検討を重ねました。その結果、公開買付けであれば、マキリ以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できることなど、株主間の平等性の観点から問題がない点、法令等に従った公開買付けの手続きに従って買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、制度上、買付価格は市場株価とする必要があり、任意の公開買付価格を設定することができる公開買付けとは異なって市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することができないため、経済合理性の観点から当社にとって公開買付けより優れた選択肢とはならない点、また、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格による当社普通株式の買付けが可能である公開買付けを選択することが本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益に資することから、公開買付けの方法により当社普通株式を取得することが適切であるとの考えに至りました。

一方で、売却意向株式を自己株式として取得する場合に要する資金は、本決算短信に記載の2026年3月31日現在の当社の手元流動性（現金及び預金）の3,401百万円（手元流動性比率：0.4月（注2））を超えることが想定され、資金調達方法についても検討いたしました。その全額を銀行借入で調達する場合の財務健全性への影響を勘案し、当該取得予定の自己株式の一部を用いた資金調達を検討するに至りました。

（注2） 「手元流動性比率」とは、本決算短信に記載の2026年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、本決算短信から計算される2026年3月期の1ヶ月当たりの月商（2026年3月期の連結営業収益を12で除した数）で除した値（小数点以下第二位を四捨五入）をいいます。以下、同じです。

かかる検討を行う中、2025年3月上旬に、当社と業務スーパー店の営業に関してフランチャイズ契約を締結している株式会社神戸物産（以下「神戸物産」といいます。）との面談の機会を得、神戸物産の業務スーパーを中心として事業の継続的な成長を目指す中期的な経営戦略に関する見解を伺うとともに、その経営戦略の中で当社とのさらなるフランチャイズ店舗の出店や資本業務提携を含む神戸物産と当社との関係性の強化の可能性も探りたい旨の意向を伺いました。

神戸物産は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場する企業であり、連結子会社25社及び非連結子会社1社により構成される企業集団（以下「神戸物産グループ」といいます。）の中核企業とのことです。神戸物産グループは、業務スーパー用商品の製造、卸売及び小売業を営み、業務スーパー店舗をフランチャイズ方式で展開する他、外食・中食事業及び再生可能エネルギー事業も展開しているとのことです。神戸物産グループは、「食の製販一体体制」の確立を達成するべく、積極的なM&Aを行い、原材料の調達からオリジナル商品の開発、販売に至るまでを一貫して行う経営の基本方針の下、中期ビジョンとして、プライベートブランド商品を強化し、業務スーパーを中心として、事業の継続的な成長を目指すことを掲げ、「外食・中食事業の拡大」、「国内プライベートブランド商品の生産能力強化」及び「業務スーパーの継続的な成長」を中期的な経営戦略の基本方針としているとのことです。なお、本書提出日現在、当社は、業務スーパー等のフランチャイズ契約における安定的な取引関係の維持・強化を保有目的として、2004年9月29日以降、神戸物産の普通株式128,000株（神戸物産株式所有割合（注3）：0.06%）を所有しております。

（注3） 「神戸物産株式所有割合」とは、神戸物産が2026年3月13日に公表した「2026年10月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載の2026年1月31日現在の普通株式に係る発行済株式総数（273,600,000株）から同日現在の神戸物産が所有する自己株式数（51,836,859株）を控除した株式数（221,763,141株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

かかる神戸物産の意向に対し、当社は、神戸物産との関係性の強化の是非や売却意向株式に関する対応への影響などの社内の議論を深めることとし、2025年9月16日までの間、進捗報告の面談を除き、神戸物産との具体的な交渉は行っておりませんでした。上記2025年3月上旬の神戸物産との面談時の同社の経営戦略に関する見解に共感したこと、神戸物産との関係性強化は当社の中期経営取組施策の達成にも資すること、かかる関係性の強化を資本業務提携により実現できた場合、上記のとおり、取得予定の自己株式を用いた資金調達も可能となることから、2025年9月上旬、神戸物産との資本業務提携は有力な選択肢であるとの考えに至りました。そこで、当社は、2025年9月16日の神戸物産との面談において、神戸物産の意向に対し、当社としても資本業務提携を含む神戸物産と当社との関係性の強化の可能性について、前向きに検討したい旨を口頭で伝えました。このような当社の意向を踏まえ、2025年9月22日に実施した神戸物産との面談において、神戸物産から、当社との資本業務提携により生まれるシナジーについて検討したところ、以下のシナジーが見込まれるとの見解が示されました。

- a) 神戸物産グループの総菜事業「馳走菜」への当社の強みであるアウトバック商品の導入、及び当該店舗の出店拡大の検討
- b) 両社の仕入れネットワークを活用した共同仕入れ
- c) 神戸物産グループが注力する都市型小型店の出店を含めた、神戸物産グループのフランチャイズ加盟店としての当社における業務スーパーの出店検討

かかる神戸物産の意向や見解を踏まえ、当社において、2025年9月下旬から、神戸物産との資本業務提携の可能性につき初期的な検討を開始しました。具体的には、神戸物産における事業内容や、神戸物産と資本業務提携することで発生し得るシナジーの検討、神戸物産と資本業務提携することで得られる資金による当社の財務健全性への影響の検討などを行いました。

当社での検討の結果、上記a)からc)のシナジーは、当社の中期経営取組施策の達成に資するものであり、かつ、神戸物産との資本業務提携による資金調達が、当社の財務健全性の維持に有効であるとの結論に至りました。また、神戸物産との資本業務提携においては、取得予定の自己株式を用いた第三者割当による自己株式の処分の方法とすること、当社の財務健全性の維持の観点から、当社の上場会社としての独立性の維持の観点から、本取引（以下に定義します。）後に当社が神戸物産の持分法適用会社に該当しないよう、神戸物産に対して1,400,000株（本取引後所有割合（注4）：19.83%）の割り当てを行うことを前提に交渉を行う方針といたしました。

（注4） 「本取引後所有割合」とは、本決算短信に記載の2026年3月31日現在の普通株式に係る発行済株式総数（10,540,200株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（535,193株）及び本公開買付けにより取得

する自己株式数(4,343,800株)を控除し、本自己株式処分(以下に定義します。)により神戸物産に割り当てられる株式数(1,400,000株)を加算した株式数(7,061,207株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

上記検討の結果を踏まえ、2025年10月2日に、当社は、神戸物産に対し、上記内容を口頭で伝えたところ、神戸物産からは具体的な協議に入りたいとの前向きな意向が示されたことから、当社がマキリから売却意向株式を取得し、自己株式とする取引が成立することを前提条件として、神戸物産を割当先とする当社普通株式1,400,000株(本取引後所有割合:19.83%)の第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といい、本公開買付けと併せて「本取引」と総称します。)及び当社と神戸物産との資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)の具体的な協議を開始いたしました。

かかる状況の下、2025年11月13日に、当社は、マキリに対して、当社と神戸物産が本自己株式処分について合意に至ることを前提として、売却意向株式を自己株式として取得する意向がある旨を口頭で伝えたところ、マキリからは具体的な協議に入りたいとの前向きな意向が示されたことから、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法としての本公開買付けの実施に向けた具体的な協議を開始いたしました。

また、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との重要な取引等に該当する場合は、支配株主からの独立性を有する者から「少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見」を入手することが求められているところ、本書提出日現在においてマキリは当社の支配株主には該当しないものの、マキリの所有割合が43.42%であることを踏まえ、本取引に係る当社の意思決定に対して影響力を有していると評価され得る外観が存在するため、より慎重を期するため、本取引に関する検討を行うに当たり手続きの公正性を確保する観点から、当社は、2026年3月10日付の当社取締役会決議により、本取引の実施の是非を検討する体制として、独立性を有する社外取締役1名(阪口裕司氏)及び社外取締役(監査等委員)2名(向真生氏及び志方和歌子氏)から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)の設置について決議し、同日、本特別委員会を設置いたしました。なお、当社の社外取締役である戸野谷宏氏については、当社一部店舗においてガスの供給契約を締結している静岡ガス株式会社の特別顧問を兼任しており、当社との間で利害関係を有する可能性があることから、本取引に係る手続きの公正性を担保する観点から、本特別委員会の委員として選任しておりません。また、当社の社外取締役(監査等委員)である竹川英辰氏については、多忙のため短期間に複数回かつ機動的に実施される本特別委員会への参加及び審議に専念することが困難となるおそれがあったことから、本特別委員会の委員として選任しておりません。本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、阪口裕司氏を選定しており、本特別委員会の委員は、本特別委員会の設置当初から変更しておりません。

その上で、当社取締役会は、2026年3月10日、本特別委員会に対し、本取引を実施することの是非を検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、当社取締役会における本取引の実施についての決定が、当社の一般株主にとって公正なものであるかについて検討し、当社取締役会に意見を述べること(以下「本委嘱事項」といいます。)を委嘱する旨の決議を行いました。

その後、当社は、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)についても検討し、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とした上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。

かかる当社による意向を踏まえ、本特別委員会は、2026年4月1日、ディスカウントの基礎とすべき当社普通株式の価格及びディスカウント率について初期的な検討を行い、他社の自己株式の公開買付けの事例におけるディスカウント率も参考にしつつ、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいことを考慮し、まずは本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、又は過去3ヶ月間の当社普通株式の各終値の単純平均値のうち最も低い価格を基礎として15%~20%程度のディスカウントを行うことを前提としてマキリとの協議を行うことが適切であると判断しました。

かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年4月8日に、マキリに対して、本公開買付け価格については、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して15%~20%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診しました。

これに対し、当社は2026年4月11日に、マキリより、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、今後の株価推移によっては再協議の可能性もあるものの、当社が打診した内容にて応諾可能であること、ディスカウント率については、15%とすることに理解を示しつつ、本公開買付け価格として1,050円を希望すること、少なくとも1,000円を下回らない価格としたい旨の提案を受けました。

これを踏まえ、本特別委員会は、2026年4月14日、2023年1月1日以降に決議され、2026年4月1日までに成立した自己株式の公開買付けのうち、市場株価を公開買付価格の算定の基礎とし、かつディスカウントを行った価格で実施された事例から、ファンドによる買収案件の一連の手続きとして自己株式を取得した事例及び小数点を排除したことにより僅かながらディスカウントとなった事例を除いた83件のうち、応募契約を締結している事例（以下「参考事例」といいます。）26件を参考として、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格及びディスカウント率の検討をしました。その上で、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、参考事例26件において、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれか低い価格を基準として算出している事例は、10件ほどであるものの、当社の資産の社外流出をできる限り抑えることが望ましいことを考慮し、これらを候補とすることが適切であると判断し、本公開買付価格において、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当と判断いたしました。また、ディスカウント率については、参考事例26件において、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る決議日の前営業日の終値に対するディスカウント率9%以上15%未満とした事例が20件と最多であり、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいことを考慮し、これらの事例を上回る15%を目指して交渉することが適切と判断しました。

かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年4月21日に、本特別委員会の承認を得て、マキリに対して、本公開買付価格については、下限価格は設けず、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診しました。

その後、当社は、2026年5月15日に、マキリより、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格に関する考え方及びディスカウント率については、下限価格を設けないことには応諾するものの、足元の株価動向を踏まえてディスカウント率は13.75%としたい旨の提案を受けました。

これを踏まえ、本特別委員会は、2026年5月19日、参考事例26件においてディスカウント率13.75%未満の事例が21件あり、13.75%は相対的に高い水準であることから依然として当社の資産の社外流出をできるだけ抑えるという方針の範囲内にあることや、これまでのマキリとの交渉経緯を考慮し、当該提案は合理的な水準であると判断しました。

かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年5月20日に、マキリに対して、2026年5月15日の提案内容にて応諾する旨の回答をし、マキリとの間で、本公開買付価格は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して13.75%のディスカウントを行った価格とすることで合意に至りました。

また、マキリとの交渉と並行して実施していた神戸物産との協議において、当社の上場会社としての独立性を維持・尊重しつつ、両社がこれまで築いてきたフランチャイズ契約に基づく協力関係を、資本及び業務の両面でさらに強固なものとするを目的とし、双方のノウハウ融合による即食・簡便ニーズに対応した惣菜ラインナップの拡充や、共同仕入れによるスケールメリットを生かした仕入れコストの削減など、両社の提携により、お客様のニーズに合った質の高いサービスを提供するとともに、両社の企業価値向上を目指すべく、本公開買付けの成立を条件として本自己株式処分及び本資本業務提携を行う旨、2026年5月22日に合意に至りました。なお、同日、本自己株式処分については、1株あたりの払込金額は本自己株式処分の実施に係る取締役会決議日の前営業日である5月25日の当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうちいずれか高い額とし、割り当てた当社普通株式数は1,400,000株（本取引後所有割合：19.83%）とすることで合意しております。

また、本特別委員会は、2026年3月25日、同年4月1日、同月7日、同月14日、同月21日、同年5月12日、同月19日、及び同月26日に開催され、自ら本公開買付価格の決定方法その他の諸条件に関する検討を行うとともに、本委嘱事項についての審議を重ねました。その結果、当社は、2026年5月26日付で、本特別委員会より、当社が本取引を実施することは妥当であり、本取引の実施は当社の一般株主にとって公正なものであると判断する旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）を取得しております。本答申書の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数」の「(2) 買付け等の価格等」の「算定の経緯」をご参照ください。

以上を踏まえ、当社は、2026年5月26日開催の取締役会において、その前営業日である2026年5月25日の当社普通株式の終値1,195円、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,198円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）及び過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,213円のうち最も低い価格は1,195円であることを確認した上で、出席取締役（川原崎康雄氏、早川紀行氏、竹島剛氏、篠原忠夫氏、佐藤学氏、鈴木慎司氏、阪口裕司氏、戸野谷宏氏、向眞生氏、竹川英辰氏及び志方和歌子氏の11名）の全員一致により、()会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づく自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、()本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年5月25日の当社普通株式の終値1,195円に対して13.75%のディスカウントを行った価格である1,031円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）とすること、並びに()本公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、売却意向株式と同数である4,343,800株（所有割合：43.42%）とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した4,343,900株（所有割合：43.42%）を上限とすることを決議いたしました。

当社は、本公開買付けの実施の決定と併せて、マキリとの間で、2026年5月26日付で、その所有する当社普通株式（4,343,800株（所有割合：43.42%））の全てである売却意向株式（4,343,800株（所有割合：43.42%））を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約書（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結しております。本公開買付応募契約において、マキリによる本公開買付けに対する応募の前提条件は存在しません。

本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとして、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式による買付けとなることから、その場合には、当社は売却意向株式の一部を取得し、残りの売却意向株式は買い付けられないこととなります。当社は、マキリより、当該残存する当社普通株式については、現状における処分等の方針は未定である旨の回答を受けております。

なお、本公開買付けにおいて買付予定数（4,343,800株）の全部がマキリより買い付けられた場合、マキリの所有する当社普通株式は0株となり、当社の筆頭株主である主要株主の異動が生じる見込みです。また、本公開買付けがあん分比例の方式による買付けとなる場合であっても、本自己株式処分により、神戸物産の所有する当社普通株式は1,400,000株（本取引後所有割合：19.83%）となり、当社の筆頭株主である主要株主の異動が生じる見込みです。

また、当社は、2026年5月26日開催の取締役会において、本公開買付けの実施の決定と併せて神戸物産を割当先とする当社普通株式1,400,000株（本取引後所有割合：19.83%）の第三者割当による自己株式の処分（本自己株式処分）を決議し、神戸物産との間で資本業務提携契約を締結しております（詳細については、当社の2026年5月26日付「自己株式の取得及び自己株式の公開買付け、第三者割当による自己株式の処分、株式会社神戸物産との資本業務提携並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。）。

本公開買付けに要する資金については、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）からの借入れ（上限50億円）により調達した資金及び自己資金を充当する予定です。また、本自己株式処分により調達する1,677,200,000円のうち、1,676,700,000円を借入金の返済に充当予定です。この点、本決算短信に記載の2026年3月31日現在の当社の手元流動性（現金及び預金）は3,401百万円、手元流動性比率は0.4月であり、さらに今後も事業から生み出されるキャッシュ・フロー（2026年3月期における当社連結ベースの営業活動による連結キャッシュ・フローは3,031百万円）が一定程度蓄積されると見込まれることから、自己資金を充当した後も今後の事業運営並びに財務の健全性及び安定性を維持でき、また、当社の財務健全性に影響を与えることなく借入金の返済を行っていくことが可能と考えております。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、神戸物産を割当先とする当社普通株式1,400,000株（本取引後所有割合：19.83%）の第三者割当による自己株式の処分を除き、本書提出日現在未定です。

3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1)【発行済株式の総数】

10,540,200株(2026年5月27日現在)

(2)【株主総会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(3)【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	4,343,900	4,478,560,900

(注1) 取得する株式総数の発行済株式総数に対する割合は、41.21%です(小数点以下第三位を四捨五入)。なお、取得する株式総数の所有割合は、43.42%です。

(注2) 取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得する株式総数の上限株数です。

(注3) 取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

(注4) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。

(注5) 取得することができる期間は、2026年5月27日から2026年7月31日までです。

(4)【その他()】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	2026年5月27日(水曜日)から2026年6月23日(火曜日)まで(20営業日)
公告日	2026年5月27日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき、金1,031円
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格については、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とした上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。</p> <p>かかる当社による意向を踏まえ、本特別委員会は、2026年4月1日、ディスカウントの基礎とすべき当社普通株式の価格及びディスカウント率について初期的な検討を行い、他社の自己株式の公開買付けの事例におけるディスカウント率も参考にしつつ、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいことを考慮し、まずは本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、又は過去3ヶ月間の当社普通株式の各終値の単純平均値のうち最も低い価格を基礎として15%~20%程度のディスカウントを行うことを前提としてマキリとの協議を行うことが適切であると判断しました。</p> <p>かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年4月8日に、マキリに対して、本公開買付価格については、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して15%~20%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診しました。</p> <p>これに対し、当社は2026年4月11日に、マキリより、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、今後の株価推移によっては再協議の可能性もあるものの、当社が打診した内容にて応諾可能であること、ディスカウント率については、15%とすることに理解を示しつつ、本公開買付価格として1,050円を希望すること、少なくとも1,000円を下回らない価格としたい旨の提案を受けました。</p> <p>これを踏まえ、本特別委員会は、2026年4月14日、参考事例26件を参考として、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格及びディスカウント率の検討をしました。その上で、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、参考事例26件において、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれか低い価格を基準として算出している事例は、10件ほどであるものの、当社の資産の社外流出をできる限り抑えることが望ましいことを考慮し、これらを候補とすることが適切であると判断し、本公開買付価格において、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当と判断いたしました。また、ディスカウント率については、参考事例26件において、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る決議日の前営業日の終値に対するディスカウント率9%以上15%未満とした事例が20件と最多であり、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいことを考慮し、これらの事例を上回る15%を目指して交渉することが適切と判断しました。</p> <p>かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年4月21日に、本特別委員会の承認を得て、マキリに対して、本公開買付価格については、下限価格は設けず、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診しました。</p> <p>その後、当社は、2026年5月15日に、マキリより、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格に関する考え方及びディスカウント率については、下限価格を設けないことには応諾するものの、足元の株価動向を踏まえてディスカウント率は13.75%としたい旨の提案を受けました。</p>

これを踏まえ、本特別委員会は、2026年5月19日、参考事例26件においてディスカウント率13.75%未満の事例が21件あり、13.75%は相対的に高い水準であることから依然として当社の資産の社外流出をできるだけ抑えるという方針の範囲内にあることや、これまでのマキリとの交渉経緯を考慮し、当該提案は合理的な水準であると判断しました。

かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年5月20日に、マキリに対して、2026年5月15日の提案内容にて応諾する旨の回答をし、マキリとの間で、本公開買付価格は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して13.75%のディスカウントを行った価格とすることで合意に至りました。

以上を踏まえ、当社は、2026年5月26日開催の取締役会において、その前営業日である2026年5月25日の当社普通株式の終値1,195円、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,198円及び過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,213円のうち最も低い価格は1,195円であることを確認した上で、出席取締役（川原崎康雄氏、早川紀行氏、竹島剛氏、篠原忠夫氏、佐藤学氏、鈴木慎司氏、阪口裕司氏、戸野谷宏氏、向眞生氏、竹川英辰氏及び志方和歌子氏の11名）の全員一致により、（ ）会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づく自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、（ ）本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年5月25日の当社普通株式の終値1,195円に対して13.75%のディスカウントを行った価格である1,031円とすること、並びに（ ）本公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、売却意向株式と同数である4,343,800株（所有割合：43.42%）とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した4,343,900株（所有割合：43.42%）を上限とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である1,031円は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年5月25日の当社普通株式の終値1,195円から13.72%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値1,198円から13.94%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値1,213円から15.00%、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値1,219円から15.42%をそれぞれディスカウントした価格となります。また、本公開買付価格である1,031円は、本書提出日の前営業日である2026年5月26日の当社普通株式の終値1,200円から14.08%をディスカウントした価格となります。

<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>当社は、上記「算定の基礎」記載の検討を経て、2026年4月8日に、マキリに対して、本公開買付価格については、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して15%~20%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診しました。</p> <p>これに対し、当社は2026年4月11日に、マキリより、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、今後の株価推移によっては再協議の可能性もあるものの、当社が打診した内容にて応諾可能であること、ディスカウント率については、15%とすることに理解を示しつつ、本公開買付価格として1,050円を希望すること、少なくとも1,000円を下回らない価格としたい旨の提案を受けました。</p> <p>これを踏まえ、本特別委員会は、2026年4月14日、参考事例26件を参考として、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格及びディスカウント率の検討をしました。その上で、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、参考事例26件において、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれか低い価格を基準として算出している事例は、10件ほどであるものの、当社の資産の社外流出をできる限り抑えることが望ましいことを考慮し、これらを候補とすることが適切であると判断し、本公開買付価格において、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当と判断いたしました。また、ディスカウント率については、参考事例26件において、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る決議日の前営業日の終値に対するディスカウント率9%以上15%未満とした事例が20件と最多であり、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいことを考慮し、これらの事例を上回る15%を目指して交渉することが適切と判断しました。</p> <p>かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年4月21日に、本特別委員会の承認を得て、マキリに対して、本公開買付価格については、下限価格は設けず、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診しました。</p> <p>その後、当社は、2026年5月15日に、マキリより、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格に関する考え方及びディスカウント率については、下限価格を設けないことには応諾するものの、足元の株価動向を踏まえてディスカウント率は13.75%としたい旨の提案を受けました。</p> <p>これを踏まえ、本特別委員会は、2026年5月19日、参考事例26件においてディスカウント率13.75%未満の事例が21件あり、13.75%は相対的に高い水準であることから依然として当社の資産の社外流出をできるだけ抑えるという方針の範囲内にあることや、これまでのマキリとの交渉経緯を考慮し、当該提案は合理的な水準であると判断しました。</p> <p>かかる本特別委員会における判断を踏まえて、当社は、2026年5月20日に、マキリに対して、2026年5月15日の提案内容にて応諾する旨の回答をし、マキリとの間で、本公開買付価格は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して13.75%のディスカウントを行った価格とすることで合意に至りました。</p>
--------------	--

以上を踏まえ、当社は、2026年5月26日開催の取締役会において、その前営業日である2026年5月25日の当社普通株式の終値1,195円、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,198円及び過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,213円のうち最も低い価格は1,195円であることを確認した上で、出席取締役（川原崎康雄氏、早川紀行氏、竹島剛氏、篠原忠夫氏、佐藤学氏、鈴木慎司氏、阪口裕司氏、戸野谷宏氏、向眞生氏、竹川英辰氏及び志方和歌子氏の11名）の全員一致により、（ ）会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づく自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、（ ）本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年5月25日の当社普通株式の終値1,195円に対して13.75%のディスカウントを行った価格である1,031円とすること、並びに（ ）本公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、売却意向株式と同数である4,343,800株（所有割合：43.42%）とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した4,343,900株（所有割合：43.42%）を上限とすることを決議いたしました。

（公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項並びに当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要）

（ア）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、自己株式の具体的な取得方法に関しては、相当数の自己株式を取得することを前提に、株主間の平等性、取引の透明性、当社にとっての経済合理性及び本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益保護も踏まえ、当社の資本政策面の観点から検討を重ねました。その結果、公開買付けであれば、マキリ以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与することなど、株主間の平等性の観点から問題がない点、法令等に従った公開買付けの手続きに従って買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、制度上、買付価格は市場株価とする必要があり、任意の公開買付価格を設定することができる公開買付けとは異なって市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することができないため、経済合理性の観点から当社にとって公開買付けより優位な選択肢とはならない点、また、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格による当社普通株式の買付けが可能である公開買付けを選択することが本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益に資することから、公開買付けの方法によって実施することとしております。

また、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との重要な取引等に該当する場合は、支配株主からの独立性を有する者から「少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見」を入手することが求められているところ、本書提出日現在においてマキリは当社の支配株主には該当しないものの、マキリの所有割合が43.42%であることを踏まえ、本取引に係る当社の意思決定に対して影響力を有していると評価され得る外観が存在するため、より慎重を期するため、本取引に関する検討を行うに当たり手続きの公正性を確保する観点から、当社は、2026年3月10日付の当社取締役会決議により、本取引の実施の是非を検討する体制として、独立性を有する社外取締役1名（阪口裕司氏）及び社外取締役（監査等委員）2名（向眞生氏及び志方和歌子氏）から構成される本特別委員会の設置について決議し、同日、本特別委員会を設置いたしました。なお、当社の社外取締役である戸野谷宏氏については、当社一部店舗においてガスの供給契約を締結している静岡ガス株式会社の特別顧問を兼任しており、当社との間で利害関係を有する可能性があることから、本取引に係る手続きの公正性を担保する観点から、本特別委員会の委員として選任しておりません。また、当社の社外取締役（監査等委員）である竹川英辰氏については、多忙のため短期間に複数回かつ機動的に実施される本特別委員会への参加及び審議に専念することが困難となるおそれがあったことから、本特別委員会の委員として選任しておりません。本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、阪口裕司氏を選定しており、本特別委員会の委員は、本特別委員会の設置当初から変更しておりません。

その上で、当社取締役会は、2026年3月10日、本特別委員会に対し、本委嘱事項を委嘱する旨の決議を行いました。

また、本特別委員会は、2026年3月25日、同年4月1日、同月7日、同月14日、同月21日、同年5月12日、同月19日、及び同月26日に開催され、自ら本公開買付価格の決定方法その他の諸条件に関する検討を行うとともに、本委嘱事項についての審議を重ねました。その結果、当社は、2026年5月26日付で、本特別委員会より、本答申書を取得しております。本答申書の概要については、下記「(イ) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要」をご参照ください。

(イ) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要

当社は、2026年5月26日付で、本特別委員会より、下記()から()に記載の事項を踏まえた結果、当社が本取引を実施することは妥当であり、当社取締役会が本取引を実施することについての決定をすることは当社の一般株主にとって公正なものであると判断する旨の本答申書を取得しました。

() 本取引の当社の企業価値への影響

当社は、当社の経営課題について、上記「2 買付け等の目的」に記載のとおり、2025年3月期～2027年3月期中期経営取組施策である「収益性の拡大（売上高の拡大、経常利益率の改善）」、「資本効率の向上（ROE（自己資本利益率）の改善）」、「株主還元の充実（配当性向・DOE（自己資本配当率）の改善）」と認識し、これを達成するための取組を実施している。2024年5月下旬、マキリより売却意向株式を売却する意向がある旨の打診を受け、当社は、2024年6月上旬より、売却意向株式を自己株式として取得すること、売却意向株式の引き受け先の探索などの検討を開始したところ、本公開買付けによる売却意向株式の自己株式取得は、当社の1株当たり当期純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、これは当社の株主に対する利益還元につながるという結論に至った。一方で、売却意向株式を自己株式として取得する場合に要する資金の全額を銀行借入で調達する場合の財務健全性への影響を勘案し、当該取得予定の自己株式の一部を用いた資金調達として本自己株式処分を検討するに至った。本公開買付けの実施及び本自己株式処分により資金調達を行うことは、資本効率の向上及び財務健全性という、新中期経営施策の下での当社の経営課題に合致するものといえる。

本取引のシナジーその他メリットについて、当社は、神戸物産グループとの資本業務提携により、上記「2 買付け等の目的」に記載のとおり、神戸物産グループの総菜事業「馳走菜」への当社の強みであるアウトパック商品の導入、及び当該店舗の出店拡大の検討、両社の仕入れネットワークを活用した共同仕入れ、神戸物産グループが注力する都市型小型店の出店を含めた、神戸物産グループのフランチャイズ加盟店としての当社における業務スーパーの出店検討というシナジーが生じることが見込まれ、また、業務スーパーの営業に関してエリアライセンス契約を締結している神戸物産との取引関係の維持・強化に寄与すると同時に、今後の業務スーパー事業や総菜事業における協業といった新たな取り組みにも繋がり、結果として、当該取組が顧客に対して当社の各店舗の利便性向上に繋がると認識している。また、当社は、本取引は、当社の1株当たり当期純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、ひいては株主に対する利益還元に関係すると認識している。本特別委員会としても、上記のような本取引のシナジーその他メリットについて特に異論はない。

本取引のデメリットとして、マキリが大株主ではなくなり、取引関係等が終了することにより悪影響が生じる可能性、当社の財務健全性に悪影響が生じる可能性、神戸物産が新たに大株主となることにより、当社の上場会社としての独立性やステークホルダーとの関係性に悪影響が生じる可能性が考えられる。について、本書提出日現在、当社とマキリとの人的・事業的な交流及び取引関係はなく、事業上の悪影響は想定されない。について、本取引後の自己資本比率は同業上場企業を上回る水準となり、本取引後の債務償還年数も同業上場企業より短期の水準となることが見込まれているため、本取引後においても財務健全性は維持されるものと認められる。

についても、本取引後の神戸物産の議決権保有比率（本取引後所有割合）は19.83%にとどまるうえ、神戸物産との資本業務提携契約も当社の上場会社としての独立した経営に配慮した内容となっていることから経営の独立性やステークホルダーとの関係性に悪影響が生じることも想定されない。以上から、本取引のデメリットは限定的であると認められる。

本取引の代替手段の可能性について、上記「2 買付け等の目的」に記載のとおり、当社普通株式を取得する方法は、公開買付けの方法によることが適切であると考えられる。また、自己株式取得に係る資金の確保について、金融機関等からの借入れといった負債性の資金調達方法のみによる場合、自己資本比率が低下し、財務健全性に懸念が生じ得ることになるため、自己株式処分により資金調達を行うことが合理的であると判断した。加えて、マキリによる売却意向株式の売却手法として、マキリから第三者へ売却意向株式を譲渡する方法等も検討されたが、当社の取引先との関係等の理由から、本取引よりも望ましい方法は見当たらなかった。

以上より、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであると判断するに至った。

() 本取引の取引条件の妥当性

本取引全体のスキームについて、本公開買付けを市場株価から相当割合をディスカウントした価格で実施するとともに、市場株価を基礎とした価額で自己株式処分を行うことにより、ネットでの資金流出を合理的に可能な範囲で抑えられること、当社の財務健全性は上記()のとおり、本取引後においても維持されること、本自己株式処分の実施により、神戸物産に対し1,400,000株が割当てられるものの、本公開買付けの実施により、4,343,800株の自己株式を取得することから、当社の自己株式を除く発行済株式総数は最大で2,943,800株減少し、かつ、本公開買付価格は本自己株式処分の処分価額（以下「本処分価額」といいます。）を下回るため、一般株主の議決権比率及び株主価値の希薄化は生じないこと、上記()のとおり、本取引より適切な代替手段は想定されないことから、合理性が認められる。

本公開買付けの取引条件の妥当性について、上記「2 買付け等の目的」に記載のとおり、当社及び本特別委員会は、本公開買付け価格の検討・交渉を行い、2026年5月20日、マキリとの間で、本公開買付け価格は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち最も低い価格に対して13.75%のディスカウントを行った価格とすることで合意に至った。かかるディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格及びディスカウント率は、参考事例と比べても当社にとって十分有利な水準であり、合理性が認められる。したがって、本公開買付けの取引条件の妥当性は認められる。

本自己株式処分の取引条件の妥当性について、本処分価額は、割当予定先である神戸物産との協議を経て、本自己株式処分の実施に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」という。）の前営業日（2026年5月25日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値1,198円としている。当社が過去1ヶ月間の終値の単純平均値を基準としたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を基準として決することとされているものの、当社にとって本処分価額を有利な価額とすべく、神戸物産との交渉・協議において、本取締役会決議日の前営業日終値、同日までの過去1ヶ月間、又は過去3ヶ月間の各終値の単純平均値のうち最も高い価額を本処分価額とすべく交渉を行った結果、本取締役会決議日の前営業日終値、又は同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値のいずれか高い方を本処分価額とすることで合意したためである。そのため、本処分価額は合理的であると考えられる。したがって、本自己株式処分の取引条件の妥当性は認められる。

以上より、本取引の取引条件の妥当性は認められる。

() 本取引に係る手続の公正性

以下の(a)乃至(f)に記載の事情を踏まえれば、本取引に係る手続の公正性は認められる。

(a) 独立した特別委員会の設置

上記「2 買付け等の目的」に記載のとおり、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程上、本特別委員会の設置が求められるものではないものの、より慎重を期するため、本取引に関する検討を行うに当たり手続の公正性を確保する観点から、本取引の実施の是非を検討する体制として、独立性を有する社外取締役1名及び社外取締役（監査等委員）2名から構成される特別委員会を設置した。また、当社取締役会は、本特別委員会に対して本委嘱事項を委嘱するにあたり、当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと、及び、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でない判断した場合には、当社取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないことを決議し、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して意思決定を行う仕組みが担保されていると認められる。さらに、当社取締役会は、本取引の相手方との間で取引条件等についての交渉（当社の役職員やアドバイザー等を通じた間接的な交渉を含む。）を行うこと等、本特別委員会が有効に機能するために必要な権限の付与を決議していた。

(b) 本特別委員会による交渉への実質的な関与

マキリ及び神戸物産との間の本取引に係る取引条件の協議・交渉状況は、本特別委員会の度に当社から本特別委員会に対して報告され、その都度本特別委員会から意見、指示、要請等を行い、当社はこれに従って対応を行った。そのため、本取引においては、本特別委員会が当社と本取引の相手方との間の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与していたと評価できる。

	<p>(c) 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言の取得 当社は、本取引の検討を進めるにあたり、当社からの独立性及び実績・専門性等を確認の上、三菱UFJ銀行を当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選任し、本取引において本公開買付価格及び本処分価額の算定に関する助言を含めて、本取引の検討過程全般にわたって助言を受けている。</p> <p>(d) 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得 当社は、本取引の検討を進めるにあたり、当社からの独立性及び実績・専門性等を確認の上、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を当社のリーガル・アドバイザーとして選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置に関する助言を含めて、本取引の検討過程全般にわたって法的助言を受けている。</p> <p>(e) 十分な情報開示 本取引の目的・背景、本特別委員会における検討経緯やマキリ及び神戸物産との取引条件の交渉過程への関与状況、本答申書の内容等について充実した情報開示がなされる予定であり、当社株主の検討・判断のために適切な情報が開示されることになることと認められる。</p> <p>(f) 公正性を疑わせるその他の事情の不存在 以上の点に加え、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、当社がマキリ及び神戸物産より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められない。</p>
--	---

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	4,343,800 (株)	(株)	4,343,800 (株)
合計	4,343,800 (株)	(株)	4,343,800 (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(4,343,800株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(4,343,800株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己株式を買い取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。

株券等の応募の受付に当たっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（当社の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等については、下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(7) その他」の をご参照ください。

公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

() 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第38項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

() 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないうこととなります。

また、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して2026年6月23日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

三井住友信託銀行に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は三井住友信託銀行にお問い合わせください。（注3）

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任に当たっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。（店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー（ただし、「住民票の写し」、「住民票の記載事項証明書」、「印鑑証明書」は原本）をご提出ください。）

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード（裏）	・個人番号カード（表） 郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、「個人番号カード（表）」に加えて、a又はbのうち、いずれか1種類
B	通知カード	・aのいずれか1種類、又はbのうち2種類（ただし、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。） 郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、a又はbのうち、いずれか2種類（ただし、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。）
C	個人番号の記載された住民票の写し又は住民票の記載事項証明書	・a又はbのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート（住所記載欄のない新型パスポート（2020年2月4日以降に発給申請し交付されたパスポート）は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。）、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

各種資格確認書、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記、A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの)
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード(表)又は ・前記個人の場合の本人確認書類(aのいずれか1種類、又はbのうち2種類)

・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。)

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 特別口座からの振替手続

上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(注4) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人の株主等の場合)

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載する方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

7【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	4,478,457,800
買付手数料(円)(b)	24,000,000
その他(円)(c)	2,200,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	4,504,657,800

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、買付予定数(4,343,800株)に1株当たりの本公開買付価格(1,031円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

届出日の前日現在の預金等

	預金の種類	金額(円)
届出日の前日現在の預金等	当座預金	1,069,671,748
	計(a)	1,069,671,748

届出日以後に借入れを予定している資金

借入先の業種		借入先の名称等	借入契約の内容	金額(円)
金融機関	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目 4番5号)	買付け等に要する資金に充当す るための借入れ(注) 弁済期:最長3ヶ月(予定) 金利:借入先所定の利率 担保:なし	5,000,000,000
計(b)				5,000,000,000

(注) 当社は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から50億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書(2026年4月28日付)を取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計額

6,069,671,748円((a)+(b))

8【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

2026年7月15日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、上記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の「 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について」をご参照ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われたときの公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数（4,343,800株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（4,343,800株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項ただし書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除の方法については、上記「 6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「 8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社は、マキリとの間で、2026年5月26日付で、売却意向株式（4,343,800株（所有割合：43.42%））の全部を本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しております。本公開買付応募契約において、マキリによる本公開買付けに対する応募の前提条件は存在しません。

当社は、2026年5月12日付で本決算短信を公表しております。当該公表に基づく、本決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該発表の内容をご参照ください。

(イ) 損益の状況(連結)

会計期間	2026年3月期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益	93,673百万円
営業利益	2,133百万円
経常利益	2,374百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,470百万円

(ロ) 1株当たりの状況(連結)

会計期間	2026年3月期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益	147.05円

第2【公開買付者の状況】

1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
	月別	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
最高株価	1,261円	1,220円	1,293円	1,284円	1,252円	1,218円	1,222円
最低株価	1,180円	1,160円	1,206円	1,225円	1,190円	1,190円	1,191円

(注) 2026年5月については、同年5月26日までの株価です。

4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1)【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第72期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月28日 東海財務局長に提出
事業年度 第73期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月30日 東海財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第74期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月13日 東海財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社マキヤ
(静岡県富士市大淵2373番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。